○幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱

平成27年３月25日要綱基準等第19号

（目的）

第１条　この要綱は、幕別町への移住促進と町内居住者の定住に資するため、住宅を新築又は購入する者に対し、当該住宅の取得に要する費用の一部を補助することにより、人口減少の著しい子育て世代の本町への定住の促進と、幕別町全体の均衡ある発展に寄与し、活力ある地域社会を築くことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　居住　次条に規定する補助対象地域に住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

⑵　住宅　台所、便所、浴室及び居室を有し、自己の居住の用に供するものをいう。

⑶　併用住宅　延べ床面積の２分の１以上が居住の用に供する住宅をいう。

⑷　中古住宅　過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。

⑸　既存住宅等　主として居住の用に供する建築物又は併用住宅（当該建築物又は併用住宅に付属する門・塀・樹木等の工作物を含む。）で、所有権以外の権利が設定されていないものをいう。

⑹　新築　自己又は他人に建築を請け負わせて新しく住宅を建てることをいう。

⑺　購入　建売住宅又は中古住宅を売買契約を交わして取得することをいう。

⑻　町内業者　町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けている者をいう。

⑼　基準日　第７条に規定する申請書を提出する年度の４月１日をいう。

（補助対象地域）

第３条　補助の対象地域は、幕別町内とする。

（補助対象者）

第４条　補助の交付対象者は、基準日において補助金の交付を受けようとする者（配偶者を含む。）の年齢が40歳未満の者で、自らが居住する目的で補助対象地域に住宅を新築又は購入し、かつ、当該住宅の２分の１以上の所有権を有し、10年以上継続して当該住宅に居住することを確約したものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

⑴　相続、贈与等により住宅に関して取得対価を伴わない者

⑵　移転補償費により住宅を新築又は購入する者

⑶　市町村に納めるべき税等を滞納している者（世帯員を含む。）

⑷　補助対象地域において世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者（世帯分離により転居し、住宅を新築又は購入する者を除く。）

⑸　補助対象地域において自らが所有する住宅に居住している者が転居又は町外に転出し、１年以内に補助対象地域内に再度転入又は転居して住宅を新築又は購入する者（補助対象地域内の賃貸住宅に再度転入又は転居する者を含む。）

⑹　過去にこの要綱及び失効前の幕別町定住促進住宅建設費補助金交付要綱（平成24年要綱基準等第40号）による補助金の交付を受けた者

（補助対象住宅）

第５条　補助対象の住宅は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に、補助対象地域に新築又は購入により住宅を取得し、自らが所有者として不動産登記法（平

成16年法律第123号）の規定による不動産登記（以下「登記」という。）を第８条に規定する交付決定のあった日から１年以内にした住宅とする。ただし、次の各号に掲げる住宅を除く。

⑴　２親等以内の親族から購入する住宅

⑵　別荘等一時的に使用する住宅

⑶　賃貸住宅

（補助金額）

第６条　補助金の基準は、次のとおりとする。

補助基準	補助基準額
住宅を新築又は購入する場合 （中古住宅を購入する場合を除く。）	30万円
中古住宅を購入する場合	20万円

２　次の表の左欄に掲げる条件に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。

加算条件	加算額
幕別市街（市街化区域に限る。（別図１））及び忠類市街（別図２）に新築又は購入する場合	80万円
町内業者で住宅を新築する場合又は町内業者から住宅を購入（中古住宅を除く。）する場合	50万円
実績報告時において、同居する18歳未満の申請者の子がいる場合	１人当たり ２人目まで　10万円 ３人目以降　30万円

３　中古住宅を購入する場合は、土地と建物の購入に要する費用（併用住宅の場合は、当該併用住宅の総延べ床面積に対する自己の居住の用に供する延べ床面積の割合で按分して算出した額）の２分の１の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金の上限とする。

（補助申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象住宅の建設工事着手前又は売買契約締結前に幕別町マイホーム応援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認済証の写し又は同法第15条第１項の規定による届出の写し（住宅を建設する場合）

⑵　住宅購入に係る見積書（住宅を購入する場合）

⑶　住宅の位置図、平面図及び立面図

⑷　補助金の交付決定、確定等の際に必要となる各種行政資料（市町村に納めるべき税等の納付状況、住民票の記載内容に関する内容）の照会、調査、閲覧に関する同意書（様式第２号）

⑸　定住確約書（様式第３号）

⑹　申請者及び補助対象住宅に居住する全員の住民票及び納税状況が確認できる書類

⑺　その他町長が必要と認める書類

（補助交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、幕別町マイホーム応援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）
第９条　補助金の交付決定を受けた申請者が申請書の内容を変更する場合は、幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付申請書（様式第５号。以下「変更交付申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
２　町長は、前項に規定する変更交付申請書の提出により、申請書の内容を変更すべきものと決定したときは、幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。
（実績報告）
第10条　補助金の交付決定を受けた申請者は、当該住宅の引渡し後30日以内に居住し、幕別町マイホーム応援事業補助金実績報告（兼補助金交付請求）書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
⑴　工事請負契約書の写し（住宅を建設する場合）
⑵　売買契約書の写し（住宅を購入する場合）
⑶　建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（建築基準法第６条第１項の規定による確認を受けなければならない住宅を建築する場合）
⑷　土地及び建物の表示に関する不動産登記法第119条の規定による登記事項証明書
⑸　補助対象住宅の写真
⑹　その他町長が必要と認める書類
（補助金額の確定）
第11条　町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、当該報告の内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施して速やかに補助金額を確定し、幕別町マイホーム応援事業補助金確定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。
（補助金額の返還等）
第12条　町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない特別な事由があると認めるときは、返還の額の全部又は一部を免除することができる。
⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
⑵　補助対象住宅の延べ床面積の２分の１以上を居住以外の用途に供したとき。
⑶　補助対象住宅の全部又は一部を、他のものに売買若しくは譲渡及び貸し付けたとき。
⑷　前条の規定により補助金額を確定した日の翌日から起算して、10年以上継続して補助対象住宅に居住しなくなったとき。ただし、単身赴任等により申請者が一時的に住居を移転した場合、実績報告時の世帯員のいずれかが継続して居住している場合は、この限りでない。
⑸　その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。
２　補助金の交付を受けた者が前項第２号から第４号までの規定に該当したときは、速やかに幕別町マイホーム応援事業補助金返還届出書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。
３　第１項に規定する補助金の一部の返還を命ずる額は、前条の規定により補助金額を確定した日の翌日から起算して10年に満たない期間の年数（１年未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた年数）に補助金の交付金額の10分の１を乗じて得た額とする。
４　町長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、幕別町マイホーム応援事業補助金交付取消返還決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

５　前項の規定により返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（台帳）

第13条　町長は、この要綱による補助金の決定事項等について幕別町マイホーム応援事業補助金交付台帳（様式第11号）を作成し、この要綱の失効後10年間保存するものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第８条の規定による補助金の交付決定を受けた者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第６条第２項及び第10条の規定は、施行日以後に交付申請をしたものについて適用するものとし、同日前の交付申請については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和２年３月31日から施行する。ただし、第２条から第10条、様式第１号及び様式第７号の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付決定のあったものについて適用し、同日前に交付決定のあったものについては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、交付の日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第５条の規定は、令和５年４月１日以後に交付決定をしたものについて適用するものとし、同日前の交付決定については、なお従前の例による。